所得税・市県民税の申告受け付けは 2月17日(月)～3月17日(月)

混雑を避けて お早めに

申告受け付け会場が市役所税務課から文化プラザ・ルナホールに変わりました

従来、市役所での申告受け付けは税務課が会場でしたが、今回から文化プラザ・ルナホールとなります（税務課では申告の受け付けを行いません）。また、公民館などでの受け付け時は、ルナホールでの受け付けは行いませんのでご注意ください。

所得税・市県民税の申告は、３月17日(金)までです。関係書類を早めにそろえ、期間内に申告していただくようお願いします。

●所得税の確定申告書を提出される方や無収入で扶養親族となっている方は、市県民税の申告は必要ありません。

●給与所得のみの方は、通常申告の必要はありませんが、前年中に退職され、年末調整の済んでいない方は申告が必要です。

所得税の確定申告

平成14年分の所得税の確定申告については、還付申告などの方（自営業の方で収支内訳書・申告書が作成済みの方も含む）の受け付けを市役所（日程・会場は下表）で行います。それ以外の方は多治見税務署へお出かけください。

市県民税の申告

前年中に勤務先を退職された方、その他市県民税の申告の必要があると思われる方には、２月上旬にご自宅へ市県民税申告書をお送りします。

申告期間中は混雑が予想されますので、指定された期日に会場へお越しください。

なお、指定日に都合の悪い方は、３月17日までに文化プラザ・ルナホール（下記実施日程にご注意ください）へお越しください（土・日曜日はお休みです）。

国民年金に加入されている方へ

現在、国民年金は社会保険事務所で収納事務を行っています。国民年金納付額の社会保険料控除を受けようとされる方は、社会保険事務所で平成14年中の納付額を確認されるか、納付した領収証書をお持ちください。

税務署からのお願い

●申告書は自分で書いてお早めに！

税務署では、原則として職員の代書は行いませんが、職員のアドバイスにより納税者ご自身で申告書を作成できる体制を整えています。

●申告書の提出は郵送でも結構です

郵送の場合は、多治見税務署（〒507-8706多治見市音羽町１丁目35番地）までお送りください。

自営業の方、譲渡所得のあった方（土地・建物などを売却された方）は、多治見税務署でのみ申告相談（確定申告）を行います。そのため、市役所にお越しいただいても、申告相談は受けられませんのでご注意ください（市の申告書が届いた方は、市役所でも申告相談ができます）。

※自営業の方は、収支内訳書の作成が必要です。

◎申告に必要なもの

①市県民税の申告書または所得税の確定申告書（お持ちでない方は申告会場にあります）

②印鑑

③平成14年中の収入金額が分かるもの＝給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など

④生命保険料控除・損害保険料控除を受ける場合＝保険料控除証明書（支払証明書）

配偶者特別控除を受ける場合＝平成14年中の配偶者の所得金額が分かるもの

医療費控除を受ける場合＝平成14年中に支払った医療費の領収書

※所得税の還付を受ける場合は、振込先の本人名義の口座番号が分かるものが必要です。

◎所得税・市県民税の申告受付日程

《各日程とも●印のある会場でのみ受け付けを実施します。市役所税務課では、受け付けを行いませんのでご注意ください。》

申告会場＼開催日	2月17日(月)	2月18日(火)	2月19日(水)	2月20日(木)	2月21日(金)	2月24日(月)	2月25日(火)	2月26日(水)	2月27日(木)	2月28日(金)	3月3日(月)	3月4日(火)	3月5日(水)	3月6日(木)	3月7日(金)	3月10日(月)	3月11日(火)	3月12日(水)	3月13日(木)	3月14日(金)	3月17日(月)	時間
文化プラザ・ルナホール	●	●	●						●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	9時～16時
ウエルフェア土岐														●	●	●						
駄知コミュニティセンター						●	●	●														
鶴里公民館				●																		
曽木公民館					●																	

問い合わせ先
所得税＝多治見税務署（☎㉒0101）
市県民税＝市役所税務課・市民税係（内線171・172）